外国人の子どもの教育支援

~学校と地域との連携~

大阪教育大学大学院連合教職実践研究科 教授 臼井 智美

1 外国人の子どもの教育施策の動向

日本では長らく、外国人の子どもの教育は 地方自治体の判断で実施されてきた。在日外 国人教育や在日韓国・朝鮮人教育などは、近 畿圏を中心とする地方自治体がそれぞれの事 情に応じて教育指針・方針を策定し実施して きたし、1990年代以降に増加した新渡日の子 どもの教育も、外国人集住都市といわれる関 東・東海圏の地方自治体が主導する形でその 中身を作ってきた。つまり、外国人の子ども の教育は、国が統一的に教育内容や実施方法 を決め、それに従って地方自治体が実施して きたのではない。地方自治体がそれぞれの歴 史や地域性、必要性、財政事情などを考慮し て、それぞれのやり方で実施してきた。それ ゆえ、地方自治体ごとに、施策の理念や重点 課題、実践方法にはかなりの違いがある。

そうした中、近年、急速に国レベルで外国人の子どもの教育施策が展開されている。その直接的な契機は、「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成31年4月)である。新たな在留資格の創設により、労働力としての外国人材の受入れを進めることに伴い、外国人の子どもについても、受入れに向けた施策を講じることになったのである。外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月)や「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年6月)の影響も受けながら、文部科学省は、「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月)などを示し、外国人の子どもの教育環境

の整備に乗り出した。

それ以前からも、文部科学省は、日本語指 導に関する教材等の作成や教員研修機会の確 保などは行ってきているが、いずれも外国人 の子どもに特化した施策として、そのニーズ を有する一部の対象に向けて行われてきた。 しかしながら、近年の労働政策に牽引されな がら進んでいる、外国人の子どもの教育環境 の整備は、すべての子どもを対象とする一般 教育施策の中で行われており、これまでとは 影響の及ぶ範囲が全く異なる。特に、文部科 学省の中央教育審議会答申「『令和の日本型学 校教育』の構築を目指して~全ての子供たち の可能性を引き出す、個別最適な学びと、協 働的な学びの実現~」(令和3年1月)の中 で、外国人の子どもの教育に関する国の施策 の方向性が明示されたことのインパクトは大 きかった。今後は、地方自治体と役割分担し ながらも、国レベルで外国人の子どもの教育 環境の整備が加速することが予想される。

2 学校を支援する必要性

外国人の子どもの教育において、現在、国 レベルで最も整備が急がれているものの一つ が、指導者育成である。これまでは、外国人 の子どもの教育は、地方自治体の判断で実施 されてきたため、国レベルで計画的な指導者 育成はなされてきていない。外国人の子ども のどのような教育ニーズに応えるのか、何を どのように行うのかは、実際には、外国人の 子どもが在籍する学校で、教職員の試行錯誤 によって作りあげられてきた。そのため、そ の立場になったことのある教職員だけが指導 の内容や方法を知り、そうでない教職員は、 指導に必要な知識やスキルを学ぶ機会がほと んどない状態だった。すでに職に就いている 教職員の大半は、教員免許状を取得するため の学修において、外国人の子どもの教育についてはほぼ何も教わってきていないし、教員 研修で、外国人の子どもの教育について学べ る機会もとても少ないのが現状である。

にもかかわらず、公立学校に在籍する外国 人の子どもの数はどんどん増えている。一方 で、社会問題化しているように、教職員の労 働環境の改善(働き方改革)が待ったなしで 行われている最中であり、個々の教職員のさ らなる頑張りに依存する形での対処は、もと より想定されていない。まさにここに、地域 が学校を支援する理由と必要性がある。

改めて述べると、現職の教職員は、外国人の子どもを指導する際に必要な知識やスキルを学ぶ機会を与えられてきていない。また、後述のように、外国人の子どもの言語的・文化的背景にはかなりの多様性がある。だからこそ、外国人の子どもの多様性に応じた適切な指導のために、教職員は多くの知識とスキルを獲得する必要がある、という方向である。という方向である。という方向である。という方向である。

そもそも、外国人の子どもの教育は、ニーズや課題の多様性が大きいため、仮に、極めて指導力量が高い教職員がいたとしても、その一人だけですべてのニーズや課題に対応することはできない。だからこそ、学校は行政や地域との連携によって、知識やスキルを共有して、指導の充実を図っていくのである。

3 「外国人児童生徒等」という言葉

ここで一つ、用語の確認をしておきたい。 学齢期の外国人の子どもを指す場合、文部 科学省をはじめとする教育行政機関では、「外

国人児童生徒等」(注:「等」を付す)の語が 使用される。「外国人児童生徒等」とは、次の 3つの場合の児童生徒を意味する。1つめは、 「外国人」、すなわち外国籍の児童生徒のみを 指す場合である。2つめは、実親のいずれか が日本国籍である国際結婚家庭に生まれ、児 童生徒本人が日本国籍を持つ場合である。日 本の国籍法では父母両系血統主義を採るため、 児童生徒と血がつながる実父か実母が日本国 籍の場合、子は日本国籍をもつ。ちなみに、 実父と実母がそれぞれ異なる外国籍での国際 結婚家庭に生まれた子や、外国籍者の子とし て出生後に実親が日本国籍者と再婚した場合 などは、児童生徒本人は外国籍である。3つめ は、国籍変更手続きを経て現在は日本国籍で あるが、かつて親や児童生徒本人が外国籍で あった場合である。

これら3つの場合のうち、「外国人児童生徒」 (注:「等」を付さない)の語が使用されるの は、児童生徒本人が外国籍である1つめの場 合のみである。2つめと3つめの場合、児童 生徒本人は日本国籍であるため、厳密にいえ ば、かれらは外国人ではない。しかしながら、 かれらは日本語や日本文化以外の言語や文化 にも触れて育つことで、特有の教育ニーズや 教育課題をもつことになる。こうした教育ニー ズや教育課題に着目して、支援対象となる児 童生徒を表すときには、「外国人児童生徒等」 の語が使用される。

「等」を付した「外国人児童生徒等」の語が 教育施策で使用されるようになった理由は、 多様な言語的・文化的な成育背景からくる教 育ニーズや教育課題をもつ子どもが、国籍で 線引きすると、支援を得られる/得られない に分断されてしまうからである。つまり、国 籍ではなく、言語的・文化的な成育背景の多 様性に着目していく必要がある、という考え 方の広まりである。なお、2つめや3つめの 場合の児童生徒も対象に含むとき、「外国に ルーツのある子ども」「外国にルーツをもつ子 ども」「外国につながる子ども」などの語も地

研修紹介 研修2第2回多文化共生の地域づくりコース

方自治体等で使用されているが、いずれも同義である。本稿で「外国人の子ども」という語を使用する際も、1つめ、2つめ、3つめの子どもすべてを指す。

このように、「外国人の子ども」といっても、 日本国籍ではあるが母語は日本語ではないと いう子どももいれば、外国籍ではあるが日本 生まれ日本育ちで、ルーツとなる国には一度 も行ったことがないという子どももいる。そ のため、外国人の子どもの教育支援において は、なによりも「外国人」という語へのイメー ジや思い込みを捨てる必要がある。

4 子どもや保護者が困惑する文化 の違い

ここからは、外国人の子どもの教育支援の 担い手が理解しておくべき3つの着目点を解 説していく。1つめは、文化の違いである。

日本語・日本文化の中だけで育ってきた人にはなかなか気づけないが、日本の学校教育には日本文化が色濃く反映されている。そのため、日本文化になじみのない子どもや保護者は、日本の学校生活で困惑することが少なくない。にもかかわらず、子どもや保護者は自身が直面する困惑や困難の原因は日本語が文化の違いからきていることに気づきにくい。同様に、日本の教職員も、自身のふるまいや考え方が日本文化の影響を強く受けているにもかかわらず、そのことを意識する契機がないまま、自分にとって当たり前のことが、日本文化になじみのない人にとっては当たり前ではないということに気づきにくい。

子ども・保護者と教職員のそれぞれに、意識に上らないほど当然視しているそれぞれの文化があり、その文化の違いが学校生活に困惑や困難をもたらしているということに気づいていない。そのため、外国人の子どもの教育支援では、いかにしてその違いに「気づく」かが最初の一歩となる。互いの間にある文化の違いに気づけば、助けることもできるし、

助けてもらうこともできるからである。

例えば、外国人保護者に対して、学校行事 や持ち物を説明することは簡単ではない。学 校行事や持ち物を説明した外国人保護者向け の翻訳文書は各地の自治体で作成され、他の 自治体でも利用可能なようにウェブ公開され ているが、それらを利用して翻訳を提供して も、教職員が伝えたいことは外国人保護者に 伝わらないことが多々ある。なぜなら、話題 に挙がっている「家庭訪問」や「避難訓練」 それ自体が何かわからないからである。

世界の国々にはそれぞれに独自の教育制度 があり、日本と同じではない。なかでも日本 と外国とで違いが顕著なのが、学校と家庭と の距離感や生活上での学校の優先性である。 日本では、学校が家庭と密な連絡をとったり、 家庭訪問をして家庭での子どもの様子を把握 したりすることは、子どもの指導上、必要で 有益だと考えられている。しかしながら、学 校の役割と家庭の役割が区別され、家庭の領 域に学校が立入らないことを当然だと考える 国もある。日本では、学校は学習指導のみな らず生活指導も担っているが、学校の役割は 学習指導のみだと考える国も少なくない。そ のような国で育った保護者に対して、「家庭訪 問を行います」という文章を外国語に訳した ところで、「なぜ、先生が家に来るのか? | 「何 をしに家に来るのか?」「先生は、うちの子の 指導に自信がないのか? (家族に相談に来る の?)」といった、先生が家に来ることに対す る疑問が解消するわけではない。「歯科検診」 などの保健関係の案内も、国によって衛生習 慣や医療環境が異なるため、翻訳しただけで は話の内容が伝わらない。持ち物の説明で「上 靴」持参と言われても、日本国内では、上靴 と体育館シューズを兼ねている学校もあれば、 前者はズック靴を、後者はひも靴を指して、 二種類の靴を併用している学校もある。加え て、登校靴や運動靴・下靴の区別もあり、いっ たい何足の靴が必要になるのかと、外国人保 護者は不安になる。このような例は枚挙にい

とまがない。そのため、外国人の子どもや保護者を支援するときの基本は、「訳す」ことではなく「理解してもらう」こととなる。「理解してもらう」ために、どのような手続きや手段が効果的かを考える必要がある。

文化の違いは、教育制度の違いとしても表 れる。子どもに特に深刻な影響を与えるのが、 進級制度の違いである。日本は年齢主義を採 るため、当該学年での学習内容をすべて理解 していなくても、年齢進行とともに4月にな れば一つ上の学年に進級していくが、世界に は日本とは異なり、課程主義を採る国も少な くない。課程主義とは、当該学年の学習内容 の修得がテスト等で確認できれば上の学年に 進級していくものである。いわゆる留年で、 同じ学年の学び直しがあるのは、課程主義の 特徴である。我が子が4月になると一つ上の 学年に進級していく姿を見て、課程主義の国 で育った外国人保護者は、我が子の修得状況 に安心感をおぼえるが、日本では、進級して いくことがその子どもの修得を意味していな い。そのことを、外国人の子どもも保護者も 知らないまま、中学校の進路指導の段階になっ て初めて、子どもの実際の習得状況を知るこ とになる。進路の選択肢が狭まってしまうと いう悲劇は、実際に頻発している。こうした 文化の違いに早く気づいていれば、違った進 路の選択肢もあったかもしれない。

では、あまりに当たり前になってしまっている自分の文化の特徴や、相手の文化との違いについて、教職員はどうすれば気づくことができるのだろうか。また、教職員は多様に満定しておりているな国の情報に精通しておくを要があるのだろうか。否、そういうことではない。地域には、日本と外国の文化の特徴や留意点を理解している人がたくさん住んでいる例えば、留学や駐在などで外国で日本に経験のある人、あるいはその逆に、今日本に住んでいる外国人留学生や長期滞在の外国人

住民などは、自身が日本と外国の文化の違いで実際に困った経験がある。大学等の高等教育機関には、外国事情に詳しい研究者もたくさんいる。学校の教職員の中にも、海外の日本人学校の勤務経験者もいる。こうした人たちが、自身の経験から気づいた文化の違いや、文化の違いで困ったことなどの情報を学校に提供することで、その情報をもらった教職員は、同じようなことで困らないように次の指導機会に活かすことができる。そうした情報集約の仕組みや人材バンクの整備は、地域全体で学校を支えていくことにつながる。

5 学校生活で生じる課題の予想

日本語・日本文化以外の成育背景をもつ子どもが、日本の学校生活の中で直面する課題や困難の中には、事前にその発生が予測できるものがある。事前に予測できるのであれば、あえてその困難で子どもに苦しい思いをさせる必要はない。そうした、課題や困難の事前予測に役立つのが、子どもの実態把握である。これが、2つめの着目点である。

前節でみたような、日本と外国との文化の 違いに起因する子どもや保護者の困惑や困難 も、事前に進級制度に違いがあることに気づ けていたら、子どもは計画的に復習をしたり、 他の進路を選択したりできたかもしれない。 では、子どもの実態把握とは、いかなる情報 を収集することを意味するのだろうか。また、 実態把握の際の留意点は何だろうか。

外国人の子どもの転・編・新入学時には、図1に例示したようなシートを用いて、子どももと保護者の双方に聞き取りを行い、子どもの情報を収集する。このようなシートがあると、シートの項目を埋めることに気が向きがちであるが、目的は項目を埋めることで対するい。これらの項目の情報が、子どもに対する指導計画や指導方法を考えるうえで重要な手がかりとなるから、収集するのである。ゆえに、実態把握シートは、記入し終えた後にファイルに綴じて保管して完了なのではなく、各

研修紹介 研修 2 第 2 回多文化共生の地域づくりコース

図1 実態把握シート例

	大窓に渡り「内							
[余器]								
	股入(0(年月0)股入物()						
204% 6 R	ローマ字(も)(は漢字)で記入 名前の呼び方							
生年井口	(古祖) 年 月 日 高 稿							
在原來格	入間を見り な 月 日 予定滞在期間							
Ran	7							
道桥大	TE. 23.7- 7.							
9Mes	MEMIC)						
使用家庭	1							
0半延力	1. まっかできない 1. まっかできない 1. まっかできない 2. このかのが始める() 誰から() 」 かかってきない 2. このかのが始める() 誰から() 」 かかってきない 2. まきのながである(一部でも) 2. まきのながである(一部でも) 3. 十分にできる 3. 十分にできる 3. 十分にできる 3. 十分にできる 3. 十分にできる 3. 十分にできる							
成責任双· 布責延額								
RRITH								
本人の性格。								

[2	m1						
液路を望 健康上 の営業点		※人の客い					
		保護者の思い					
		アレルギー、特徴など					
北	と・宗教 0賀恵点						
	の他の						
			▼ 第 単成 位 (主人を含む)			
at M		2.55°C	2480	日本語力	使用套链	取得大名/安化名	
0.8		l. 食ったく理解できない(通 l. むらかなで無単な漢字は		2. 競車な会 4. 通訊や数	ははてきら 終かして理解でき	4.	
が対象	JAPQ B			78.		## (208
きる知人	JAFQ 6 R		TO,		## ()08	
	交から 8 する際の 1 曲						
		6 R 0	日本生産ない。公司を担		TEL.		
緊急終心 連絡先				3			
				>			
_	t原保政	知入有(_	- 加入機		

(臼井智美著『学級担任のための外国人児童生徒サポートマニュアル』明治図書出版より一部改変)

項目の情報をそのあとの指導に活かしてこそ 意味がある。例えば、前述のような進級制度 の違いによる悲劇を防ぐためには、子どもや 保護者がどこの国で学校教育を経験している かがわかれば対処できる。学校行事や持ち物 の説明をどこまで丁寧に行うのかも、その子 どもに上の年齢のきょうだいがいる場合には、 すでに保護者はある程度、日本の学校の様子 をわかっているのではないかと推測したり、 翻訳資料を介さなくても実物提示で伝わるか どうかを、その場で保護者に確認したりする こともできる。

他にも、例えば、子どもが算数の授業についていけなくなった、テストで点が取れないといったとき、その原因は子どもの学力や学習意欲のなさにあると考えられがちだが、数の数え方、足し算の仕方、筆算の仕方などは国によってかなり異なる。計算方法は万国共通ではない。子どもが筆算を解けないとき、それは必ずしも日本語力が未熟なわけではなく、学力や学習意欲が低いわけでもない。子どもの能力のほうに原因があるわけではない。にもかかわらず、子どもも教職員も、筆算の仕方が日本と外国とで異なることを知らなければ、子どもの学習のつまずきの原因を見誤

りきる学が限子学こをしいつでとががり科違数いるとた文はで新されたがであるとがでいるとがでいるとがでいるとがでいるとがでいるとがでいるがでがでいる。
対域が、はいいでできないではがいができませいでですができませいではいる。
とだができないでいるができなができないできないできないできない。
入ど育握違の測ことができる。

また、子どもの実

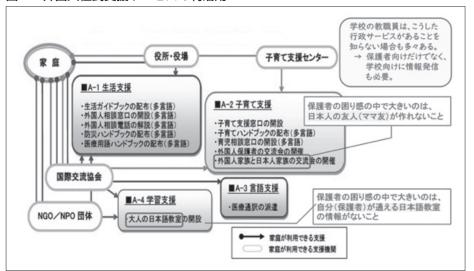
態把握は、文化の違いに起因する困惑を軽減 するためだけでなく、子ども同士の人間関係 を作っていくうえでも不可欠である。例えば、 外国人の子どもは、宗教上の理由から食べら れない食材があったり、校則に抵触する服装 (ヒジャブなど) や装飾品 (ピアスなど) の着 用を希望したりする場合がある。「なぜ、Aさ んはピアスが許されるの?」。その疑問に対す る説明がなければ、子どもの間に亀裂を生じ かねない。文化の違いによる誤解やトラブル から、子どもの中でいじめなどが誘発される ことのないようにするため、文化や宗教に由 来する習慣等はあらかじめ確認しておく必要 がある。逸脱や多様性を許容しにくい日本の 学校文化の中で、「異なり」ゆえに、それが子 ども同士のトラブルにつながるなど、子ども の心身の安全を脅かす可能性があることから、 子どもの安心・安全な学校生活を実現するた めにも、子どもの実態把握は不可欠である。

6 保護者の困り感への対応

最後に、3つめの着目点は、保護者の困り感である。保護者を助けることは、子どもを助けることに直結するからである。

外国人保護者の場合、日本語がわからない

ことで困難を抱えるこ 図2 外国人住民支援サービスの利活用



(臼井智美著『学級担任のための外国人児童生徒サポートマニュアル』明治図書出版より一部改変)

ぶん軽減できるようになってきている。

しかしながら、外国人保護者にとって、日本語で書かれた情報が翻訳されれば、それで困り感のない生活が送れるわけではない。翻訳資料や翻訳アプリがあっても、それだけでは情報発信の面での困り感は軽減されないからである。平たく言うと、日常的な他愛のない会話の機会や、気軽に会話できる友人との出会いにつながるわけではないからである。

日本人の友人ができないことで、外国人家 庭が地域の中で孤立していくケースは少な庭を対象としたイベントを行っている。これにより、外国人家庭を日本人や地域とつなしたより、外国人家庭を日本人や地域とつうしたり、大にはない。学校の教職員もでたどりをでいる。としたサービスは多様に行われているが、その情報に、第一の利用者であり、人住民を対象としたサービスは多様に行われているが、その情報に、第一の利用者でいないたどり着けていないことから、に外国人保護者を、有益な情報やサービスにつないでいくかを考える必要がある。

母語支援員などは、学校の要請に応じて配置・派遣されると、学校が伝えたいことを伝えるというベクトルで利用されがちであるが、

それだけではなく、「保護者の思いを聞き取る」 ための支援者としても活用できる。とりわけ、 学校場面では、母語でやりとりができる気楽 さがあっても、同じ母語の知人や友人を「通訳」 役にしたくないと思っている保護者は少なく ない。知人や友人だからこそ、聞かれたくな い話があるからである。

そのため、外国人の場合に限らず、学校が保護者にとって、社会の多種多様な情報に出会うための接点・入口になっていることを活かして、学校を中継点とした情報提供と情報発信の在り方や友人づくりの契機について、学校とともに模索していくことも、支援の一つの形となろう。

|著 ||者 ||略 ||歴

臼井 智美 (うすい・ともみ)

大阪教育大学大学院連合教職実践研究科教授。専門分野は、学校経営学、教師教育学、外国人児童 生徒等教育。

主な著書として、『イチからはじめる外国人の子どもの教育』(編著、教育開発研究所)、『学級担任のための外国人児童生徒サポートマニュアル』(単著、明治図書出版)、『教育の制度と学校のマネジメント』(編著、時事通信社)などがある。主な研究テーマは、外国人児童生徒等教育に関する教師教育プログラムの開発、外国人児童生徒等教育における協働指導体制の構築など。